

平成 20 年度包括外部監査結果に基づく措置状況について

平成 27 年 3 月 17 日

市長公室

1 概要

平成 20 年度包括外部監査については、宗和暢之包括外部監査人により「小中学校施設及び下水道施設に関する財産の管理」を監査テーマとして包括外部監査が実施され、21 年度には同監査人により「平成 19 年度及び 20 年度包括外部監査の措置状況の検証」を監査テーマに同監査が実施されましたが、2 年続けて措置計画が策定されたことから、後年度の措置計画を基に対応してきたものです。

なお、教育委員会（単独）に係る指摘事項は 8 件あり、25 年度までに全て措置済みとなっています。

2 監査結果及び措置状況

(1) 監査対象校

- ア 小学校 46 校（盛岡地域 30 校，都南地域 8 校，玉山地域 8 校）
- イ 中学校 24 校（盛岡地域 16 校，都南地域 4 校，玉山地域 4 校）

(2) 平成 20 年度の指摘事項に係る措置状況について

別添のとおり

平成20年度の指摘事項に係る措置状況について（教育委員会関係）

2. 学校施設

(7) 学校施設に関する監査の結果

平成20年度包括外部監査 での指摘事項等	20年度措置計画	21年度措置計画	措置状況（担当課）
<p>① 維持管理方針の決定 学校施設のライフサイクルコストの削減、長寿命化に向けた基本方針として、維持管理方針の策定が必要である。現在行われている学校施設の維持管理は、計画的なものとはいえ、主に安全性の観点から不具合の箇所に対応するといった対症療法的な手法で行われている。今後、学校施設の老朽化が進むことを考えると、現在の対症療法的な手法から、ライフサイクルコストの削減や長寿命化も意図した予防保全的な手法に、考え方を転換する必要がある。そのためにも、新たに、ライフサイクルコストの削減や長寿命化の実施方針となる維持管理方針の策定が必要である。</p>	<p>全庁的な施設管理方針に基づくとともに、学校施設のライフサイクルコストの削減や長寿命化の実施方針となる維持管理方針の策定に向けて検討してまいります。</p>	<p>課としての維持管理方針について、平成21年度中に取りまとめます。</p>	<p>○措置済み（H23.09.08） 小中学校施設の維持管理基本方針については、平成22年3月に策定したところです。また、全庁的な維持管理方針の決定に向け、情報の提供や策定のサポートなどに努めてまいります。 （教育委員会総務課）</p>

平成20年度包括外部監査 での指摘事項等	20年度措置計画	21年度措置計画	措置状況（担当課）
<p>② 維持管理計画の策定 維持管理方針の実現に向け、維持管理計画の策定が必要となる。維持管理計画では、具体的な維持管理に関する中長期計画、年度計画の策定が必要となる。</p> <p>このように学校施設の長寿命化を図るためには、実施時期など、どのように大規模修繕を行っていくのかを中長期計画では示す必要がある。また、中長期計画では、通常修繕についても、その概要を計画化して示す必要がある。さらに、中長期計画は、学校施設毎に、改築（建替え）、大規模改造、大規模修繕及び通常修繕に係る全ての費用を含んだライフサイクルコストの縮減を検討したうえで策定する必要がある。</p> <p>次に、年度計画では、中長期計画に基づき、各年度の大規模修繕計画や通常修繕の計画が示されることになる。通常修繕の計画では、予防保全的な観点から点検を実施し、点検結果に基づいた修繕計画を示す必要がある。</p>	<p>①における方針策定とともに、中長期計画、年度計画を盛り込んだ維持管理計画の策定に向けて検討してまいります。</p>	<p>平成22年度から学校施設の維持管理計画の策定に取り組んでまいります。</p>	<p>○措置済み（H26.01.30） 計画期間を平成36年度までとする学校施設の維持管理計画を、平成25年9月に策定しました。 （教育委員会総務課）</p>

平成20年度包括外部監査 での指摘事項等	20年度措置計画	21年度措置計画	措置状況（担当課）
<p>③ 維持管理体制の充実</p> <p>アセットマネジメントの観点から施設管理を行っていくためには、教育委員会だけではなく、財政課、建築住宅課など関連他部署とも協力し、全庁的に取り組むことが必要である。</p> <p>これまでは、修繕の必要性などを教育委員会で判断し、財政課に予算要求を行うことで修繕は行われてきたが、今後は、中長期的な観点から施設管理を所管する組織を設け、全庁的な体制で施設の維持管理を行うべきである。</p>	<p>アセットマネジメントの観点からの維持管理体制については、全庁的なマネジメントサイクルの導入に向けた体制の整備などに基づき、検討してまいります。</p>	<p>維持管理体制については全庁的なマネジメントサイクルの導入に向けた体制の整備などに基づき検討するとともに、平成22年度は、維持管理専任の担当者を配置し体制の充実に取り組んでまいります。</p> <p>また、維持管理に外部の専門性を活用する有効性と、施設を効果的、効率的に維持管理するための管理形態について検討してまいります。</p>	<p>○措置済み（H24.09.11）</p> <p>維持管理専任の担当者を1名配置しております。</p> <p>また、維持管理に外部の専門性を活用する有効性と、施設を効果的、効率的に維持管理するための管理形態については、引き続き考察してまいります。</p> <p>（教育委員会総務課）</p>

平成20年度包括外部監査 での指摘事項等	20年度措置計画	21年度措置計画	措置状況（担当課）
<p>④ 維持管理に必要な情報の整備 現在、学校施設の維持管理に関する主な情報は、公立学校施設台帳に記載されている。しかし、公立学校施設台帳は、面積など物量情報が中心で、金額情報は記載されていない。</p> <p>まずはアセットマネジメントの観点から、マネジメントに必要となる情報をリストアップし、次に、これらの情報の整備を行う必要がある。</p>	<p>アセットマネジメントに必要な情報の整備については、平成21年度から整備を行ってまいります。</p>	<p>今後も措置計画に基づき維持管理に必要な情報の整備に取り組むとともに、データベース化が必要な項目を早急に整理してまいります。</p> <p>なお、学校の過去5年の修繕履歴のデータベース化については、平成21年度中に整備いたします。</p>	<p>○措置済み（H5.07.29） 学校の過去5年の修繕履歴のデータベース化については、平成21年度に整備いたしました。</p> <p>今後も維持管理に必要な情報の整備に取り組むとともに、修繕履歴のデータを更新してまいります。</p> <p>（教育委員会総務課）</p>
<p>⑤ アセットマネジメントの観点からの点検の実施 施設管理にアセットマネジメントの考え方を導入するためには、先に説明した物量情報、金額情報のほか、施設の利用状況や修繕箇所など施設の現況について正しく把握し、データ化することが必要である。</p> <p>アセットマネジメントの考え方を導入するためには、施設の長寿命化に着目した点検を実施し、施設管理計画の策定などに活用する必要があります。</p>	<p>現在、小中学校施設で消防法や建築基準法などによる法定点検など、随時自主点検・調査を行っておりますが、安全性に重点を置いた点検に加え、施設の長寿命化に着目した点検項目の追加等も検討してまいります。</p>	<p>今後も措置計画に基づき、長寿命化に着目した点検の実施に取り組んでまいります。</p> <p>なお、平成22年度は、モデル校を抽出しコンクリート強度や鉄骨さびの調査点検を実施するとともに、点検項目の充実を図ってまいります。</p>	<p>○措置済み（H5.07.29） 平成22年度に実施した法定点検の中では、コンクリートやモルタル等の打音検査を実施しており、また、新耐震基準以前の建物はコンクリート強度や中性化、鉄骨のさびなどの長寿命化に着目した調査点検を実施しております。</p> <p>今後もコンクリートやモルタル等の浮き、コンクリート強度や中性化、鉄骨のさびなどの調査点検を実施してまいります。</p> <p>（教育委員会総務課）</p>

平成20年度包括外部監査 での指摘事項等	20年度措置計画	21年度措置計画	措置状況（担当課）
<p>⑥ 劣化予測の実施 維持管理計画を策定するためには、学校施設の状況に関するデータを整備し、劣化予測の精度向上を図ることが効果的である。 劣化傾向を把握することで、劣化予測がある程度可能となり、維持管理計画の精度も向上することになる。</p>	<p>劣化予測の実施につきましては、その劣化予測に必要な学校施設のデータを検討して、整備してまいります。</p>	<p>劣化予測に必要な情報を整理しながら、今後も措置計画に基づき劣化予測に必要なデータ整備を行ってまいります。</p>	<p>○措置済み（H5.07.29） 劣化予測に必要な情報を整理しながら、措置計画に基づき、劣化予測に必要な学校ごとの修繕履歴及び屋根塗装計画のデータを順次、整備してまいりました。 今後も引き続き、劣化予測に必要な情報を整理してまいります。 （教育委員会総務課）</p>
<p>⑦ 予防保全体制の構築 施設の劣化予測、健全度評価を継続的、定期的に行っていくためには、施設に対する点検プロセスをマニュアル化し、作業の標準化を図ることが有効である。現在行われている目視による定期点検は、教育委員会にて専門性を有する非常勤職員が自らの経験と裁量でもって実施しているが、今後は劣化予測、健全度評価を属人的ではなく、組織的に行っていく必要がある。そのためには、点検項目、作業手順等を標準化、マニュアル化し同一の水準により、点検作業を組織的に実施できる体制を整える必要がある。</p>	<p>予防保全体制の構築につきましては、点検項目、作業手順等をマニュアル化し同一の水準により、組織的に点検作業が実施できる体制を検討してまいります。</p>	<p>今後も措置計画に基づき、データ収集等を急ぎ予防保全体制の構築に取り組んでまいります。</p>	<p>○措置済み（H26.01.30） 建物等の予防保全に必要なデータ収集や整理等に取り組んでおり、予防保全体制の構築について、平成25年9月に策定した小中学校維持管理計画に反映させております。 （教育委員会総務課）</p>

平成20年度包括外部監査 での指摘事項等	20年度措置計画	21年度措置計画	措置状況（担当課）
<p>⑧ 法定点検結果にしたがった修繕の実施</p> <p>平成19年に実施された法定点検の結果、D評価となったものについて、現時点で修繕が未実施となっている箇所が多く存在する。D評価は補修、修繕を必要とする箇所であり、早急に修繕を実施すべきである。また、仮に、予算等から緊急の修繕が困難な場合には、修繕を行わないまでも安全性が損なわれないように最低限の措置が必要である。さらに、D評価の箇所については、今後の対応方法を明確にするとともに、修繕の未実施、修繕の終了といった顛末を明らかにすべきである。</p>	<p>平成19年度に実施した、建築基準法に基づく点検結果でD評価の298項目については、早急に修繕計画をたて、優先度に基づき順次措置するとともに、顛末を明確にしております。</p> <p>なお、措置を講ずるまでの間の安全性には十分配慮しております。</p>	<p>法定点検でD評価のものについては、計画に従い順次修繕を実施してまいります。</p> <p>また、D評価とされた部分については、平成21年度中に学校に通知することとしております。</p>	<p>○措置済み（H26.01.30）</p> <p>法定点検でD評価のものについては、全体で298件、そのうち73件は平成25年9月末現在までに修繕が完了しております。</p> <p>今後は、法定点検でD評価のものを含む小中学校維持管理計画を策定しましたので、平成29年度までに順次修繕等を実施してまいります。</p> <p>また、D評価とされた部分については、平成21年度に各学校に通知しており、安全対策について定期的に確認するようにしております。</p> <p>（教育委員会総務課）</p>